様式１

40065

事　業　報　告　書

（自 令和 4年　9月　1日 至 令和 5年　8月 31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　永田こどもクリニック

① □財団　■社団（□出資持分なし　■出資持分あり）

② □社会医療法人　□特定医療法人　□出資額限度法人

■その他

③ □基金制度採用　■基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口市三の宮二丁目7番4号

(3) 設立認可年月日　　平成 10 年　2 月 25 日

(4) 設立登記年月日　　平成 10 年　3 月 10 日

(5) 役員及び評議員

	氏　名	備　　考
理事長	永田　萬年	（永田こどもクリニック管理者）
理　事	時田　美智代	
同	小松　萬里子	
同	永田　万純	
監　事	浅田　裕子	

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診療所	永田こども クリニック 医療機関コード 3510311834	山口市三の宮二丁目7番4号	一般病床　0床 療養病床　0床 ［医療保険 0床］ ［介護保険 0床］

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年10月29日　令和 3年度決算の決定及び役員選任

令和 5年 8月 1日　令和 5年度事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ　の　他

様式２

※医療法人整理番号	4	0	0	6	5

法人名：医療法人　永田こどもクリニック

所在地：山口県山口市三の宮二丁目7番4号

財　産　目　録

（令和 5年　8月 31日現在）

1．資　産　額　59,084 千円

2．負　債　額　2,691 千円

3．純 資 産 額　56,392 千円

（内訳）　（単位：千円）

区　分	金　額
A 流 動 資 産	54,987
B 固 定 資 産	4,096
C 資 産 合 計 (A＋B)	59,084
D 負 債 合 計	2,691
E 純 資 産 (C－D)	56,392

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地（□法人所有　■賃借　□部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物（□法人所有　■賃借　□部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

※医療法人整理番号	4	0	0	6	5

法人名：医療法人　永田こどもクリニック

所在地：山口県山口市三の宮二丁目7番4号

貸借対照表

（令和 5年　8月 31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	54,987	Ⅰ 流動負債	2,691
Ⅱ 固定資産	4,096	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	1,028	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	267		
3 その他の資産	2,800	負債合計	2,691
（うち保有医療機関債）	0	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	8,000
		Ⅱ 積立金	48,392
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	56,392
資産合計	59,084	負債・純資産合計	59,084

様式４－２

※医療法人整理番号	4	0	0	6	5

法人名：医療法人　永田こどもクリニック

所在地：山口県山口市三の宮二丁目7番4号

損　益　計　算　書

（自 令和 4年　9月　1日至 令和 5年　8月 31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1事業収益	77,826
2事業費	63,692
本来業務事業利益	14,133
B 附帯業務事業損益	
1事業収益	0
2事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	14,133
Ⅱ 事業外収益	1,059
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	15,192
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	15,192
法人税等	71
当期純利益	15,121

様式６

監事監査報告書

医療法人　永田こどもクリニック
理事長　永田　萬年　　殿

私は、医療法人　永田こどもクリニックの令和 04年会計年度（令和 04年09月01日から令和 05年08月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 10 月 23 日
医療法人　永田こどもクリニック
監事　浅田　裕子